

## 遺産分割協議書

平成19年5月5日被相続人 北島 洋（最後の本籍 豊島区长崎一丁目1番地）の死亡によって開始した相続において、相続財産を共同相続人間で分割協議した結果、下記のとおり意義なく承認したので、これを証するため本書を作成し、各自署名捺印する。  
尚、他に相続人がいないことを相続人全員で確認した。

### 記

1、下記土地は、北島 明家が相続する。

所在 豊島区长崎1丁目  
地番 4番  
地目 宅地  
地積 123.45平方メートル

平成19年12月3日

相続人

豊島区长崎一丁目20番5  
北島 ナツ 印

所沢市所沢四丁目7番79号  
北島 明家 印

被相続人 北島 洋 相続関係説明図

最後の本籍地 豊島区长崎一丁目1番地

最後の住所 豊島区豊島一丁目20番5号

登記上の住所 豊島区豊島一丁目20番5号

(被相続人)

北島 洋

大正8年3月2日生

平成19年5月5日死亡

本籍地 豊島区长崎一丁目1番地

住 所 所沢市所沢四丁目7番79号

(相続) 北島 明家

昭和30年8月14日生

(遺産分割)

本籍地 豊島区长崎一丁目1番地

住所 豊島区豊島一丁目20番5号

北島 ナツ (妻)

大正14年8月30日生

相続関係証明書は還付した

◀ 図C 改製原戸籍 (大正4年式戸籍の例)

本籍	東京都豊島区长崎一丁目老番地	主	北島 明
本籍ニ於テ出生父北島明届出大正八年参月廿日受		前主	亡北島 明 長男
付入籍		父	亡北島 明 長男
昭和参拾五年八月参日前主明死亡ニ因リ家督相		母	アキ 男
被届出同月二八日受付		洋	
新田ナツト婚姻届出昭和老拾八年参月参日受付			
昭和参拾五年法務省令第二十七号ニ因リ昭和参拾			
参年式月四日本戸籍改製			

◀ 図D (現行戸籍の例)

本籍	東京都豊島区长崎一丁目老番地	名	北島 洋
昭和参拾五年法務省令第二十七号により昭和参拾		父	北島 明 長男
参年式月四日改製につき昭和参拾五年参月七日		母	アキ 男
本戸籍編製		洋	
大正八年参月廿日出生届出同日受付			
新田ナツト婚姻届出昭和老拾八年			
平成九年五月五日午後八時参拾分東京都新宿区で死亡			
親族北島ナツ届出除籍			

昭和老拾八年参月参日北島洋と婚姻届出東京都豊島区	父	新田義忠
長崎三丁目七番地新田義忠戸籍より同日入籍	母	ハツ 女
平成九年五月五日夫死亡	妻	ナツ
	生	大正参拾四年八月参拾日
	父	北島 洋 長
	母	ナツ 女
	生	昭和参拾八年八月拾四日
	男	明 家
	長	
	母	
	父	
	生	
	父	
	母	
	日父届出入籍	
	昭和五拾四年四月参日足利敏子と婚姻届出同日岐阜市	
	長から送付同市稲葉町七番地に夫の氏の新戸籍編製に	
	つき除籍	

◀ 図A (明治19年式戸籍の例)

東京都北豊島区长崎村老番地	前主	亡北島 一郎
明治五拾参年八月五日相續	戸	亡一郎長男
大正参年参月七日午前八時死亡同月八日届出同日受	主	北島 太郎
付	妻	文久参年七月七日生
明治五拾五年参月拾日北豊島郡黒幡村七番地佐々木	主	トヲ
道長五女入籍ス	妻	明治六年五月五日生
明治五拾六年九月式日出生同日受付	男	明
	長	明治五拾六年九月式日生

(注) 豊島区の現在の戸籍は、コンピュータ化によってヨコ書きになっている

